

Title	H・ C・ ホウキンス著 『通商條約及び協定』：原則と實行
Sub Title	Harry C. Hawkins : Commercial treaties and agreements, principles and practice
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.6 (1953. 6) ,p.60- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530615-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530615-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Harry C. Hawkins.

Commercial Treaties and Agreements,

Principles and Practice, 1951

H・C・ホウキンス著

『通商條約及び協定』

—— 原則と實行 ——

この書物は序文によれば、Fletcher School of Law and Diplomacy の學生三十二名の研究を基礎として Hawkins が纏めたものである。前記の三十二名の學生の中には Ikuro Yoshino という日本人（或いは日系の米人も知れないが）が加つてゐる。そしてこの原稿は米國國務省の Division of Commercial Policy の H.M. Carudal 及び Leonard Weiss が眼を通じてゐる。この兩氏は本書のために多くの有益な助言を與えたりしてゐる。著者となつてゐる Hawkins はかつて Fletcher School of Law and Diplomacy の國際經濟關係の教授であつた。

この書物は通常の通商航海條約に含まれる規定、即ち個人、會社、船舶及び貨物等に關する規定の分析である。通商條約の規定の對象となるものは上述の項目に盡きるものでないのみならず、又通商航

海條約自體のタイプもそれぞれ異なることは言うまでもないが、その中で、比較的基本的な、長期に亙る通商航海條約で、アメリカが一九三四年の通商協定條例 (Trade Agreements Act) に基いて締結した通商協定に含まれるものを取扱つてゐる。

このような規定を分析するに當つては、採用せられた政策のみならず、そのような政策を實現するために採用せられた術語の分析にも努力が拂われている。その目的は通常用いられる條約術語の下に隠されている大小の政策を鑑別することを助けんがためである。更に又これ等の資料の検討に當つては、取扱う題目により、よき學問的秩序を與えるために、定義や分析の方法を準備するという努力が拂われている。

内容は次のような一七項目に分れてゐる。一、通商條約の内容、二、設定規定 (Establishment Provisions) この設定という譯語は必ずしも適確でないかも知れないが、締約國の一方の個人又は會社が他方の領域内で與えられる取扱ひに關する規定の意味である。三、航海規定、四、通商規定、五、關稅、六、關稅に關する條約上の公約、七、國際通商政策、八、最惠國の原則に基づく取引政策、九、特別關稅率、一〇、關稅率取引の缺點、一一、最惠國條項に對する例外、一二、通常の關稅以外の輸入賦課金、一三、輸出稅、一四、國內稅、一五、量的制限、一六、貨物に對する支拂ひ、一七、國營通商。

右の一七項目について約二五〇頁を費して解説されてゐる。その記述は國際法學者が通商航海條約を研究するための貴重な資料といふのではなく、むしろ序文に記されてゐる通りに、通商條約の理解

に必要なところの學生のための参考書である。日米通商航海條約の調印せられた現在、學生が通商航海の内容を理解するための参考書としては、記述も明確であつて、有益な著述であると信ずる故に、特に通商航海條約をこれから研究しようとする人々に薦めたい。

(前原光雄)

今泉孝太郎著

## 改訂新物權法論

終戦後、民法學の分野においては、法社會學的研究がおおいに促進せられ、みごとな成果をみせてくれたのであるが、その反面解釋學の分野においては、あまりみるべき進歩があつたとは思えない。然しながら法解釋學が法學の重要な一分科であることには常にかわりがあるべきではなく、従つて私は民法に關するすぐれた解釋學的な著書が、法社會學的な著作と並んであらわれることを待ち望んでいたのである。

今般、今泉孝太郎教授は、昭和二五年三月初版の「新物權法論」を、その後物權法に關する諸法規の大改正が行われたこと、並びに、初版においては、『初め、著者自身、推敲を盡したと、内心、自負してゐたのであつたが、後になつて、不充分だと思はれるところもあり、相當、氣に懸つて、機會あらば加筆したいと考へて』おられたこと、を原因として加筆修正せられ、改訂新物權法論として出

版せられた。これによつて、この私の望みがかなつたことは、まことに喜びにたえない。

以下本書を紹介するにあつて、先ず本書の全般的な特徴ともいふべきものを概観し、次いで編章をおつて、物權法の重要な問題點について、著者がいかに考へておられるかをみることにしよう。

一 本書の全般的特徴としては、次の三つのことをあげたいと思ふ。

(一) すでにふれた如く本書は、法解釋學のオーソドックスな研究方法に從つて書かれてゐる。といつても勿論いわゆる概念法學流のものではなく、『傳統的な概念の財産目録を持てる成文法が、急速度に、進展する生活關係を完全に支配し得ないのは自明である。そこに、解釋法學の耕すべき渺々たる沃野が用意されてゐる。』(序文四頁)、という著者の解釋學の本質觀に立脚して、我々の現實生活の『客觀的基盤たる「舞臺」そのもの、即ち、場が、時代と共に著しく變化して來る事實を見逃す』(序文三頁)ことなく、現實生活の歴史性に充分の注意を拂つておられる。のみならず『我々は、各自獨立し、自我中心的に指定された個人として生活すると共に、そのまま、互に關連して、そこに新たな中心を持つ、より高い次元の社會へと、その生活を轉化させてゐる。』(序文二頁)従つて『民法は、それ自體のための世界ではなく、むしろ、我々の實在の全現象の眞唯中に置かれ、大宇宙マクロコスモスと小宇宙ミクロコスモスとの間の振動に順應せねばならない使命を持つてゐること』(序文三頁)を強調される。ここに現實生活の社會性の正しき把握をみることができる。

かような著者の立場は、わけてもいわゆる公共の福祉、及び權利